

平成 30 年度 新潟県臨床検査技師会

下越支部総会

日 時 平成 31 年 3 月 2 日 (土) 16:15~17:15

会 場 (一財) 下越総合健康開発センター 大講堂
新発田市本町 4-16-83 Tel 0254(24)1145

主 催 一般社団法人 新潟県臨床検査技師会 下越支部

平成 30 年度下越支部総会次第

1. 開会の辞
2. 支部長挨拶
3. 来賓あいさつ 新潟県臨床検査技師会会長
4. 議長選出
5. 総会役員選出
6. 資格審査報告
7. 議案
 - 議案 1) 平成 30 年度事業報告
 - 議案 2) 平成 30 年度決算報告
 - 議案 3) 監査報告
 - 議案 4) 平成 31 年度事業計画（案）について
 - 議案 5) 平成 31 年度予算（案）について
 - 議案 6) 日臨技・県技師会への要望について
 - 議案 7) 支部理事交代について
 - 議案 8) その他
8. 議長解任
9. 閉会の辞

議案 1) 平成 30 年度下越支部事業報告

<研修会等>

(1) 第 1 回支部研修会

日時：平成 30 年 8 月 4 日（土）14：00～17：00

場所：（一財）下越総合健康開発センター 2 階 大講堂

内容：「夜間当直者と若手検査技師のための

凝固検査の知っておきたい基礎知識」

（遭遇する可能性のある検査異常値とその対応方法を中心に）

講師 積水メディカル株式会社 須長宏行

「日当直でも怖くない！－尿定性検査、沈渣編－」

講師 アークレイマーケティング株式会社 片瀬優子

参加者：35 名(会員 32 名)

生涯教育認定 基礎 20 点

(2) 第 2 回支部研修会

日時：平成 30 年 12 月 1 日（土）14：00～16：30

場所：（一財）下越総合健康開発センター 2 階 大講堂

内容：「感染症の流行に備えて」

講師 株式会社ミズホメディール 古賀 稔

「標準予防策（StandardPrecautions）～感染対策の基本～」

「手洗い実習」

講師 東京サラヤ株式会社 岩田 祥幸

参加者：25 名(会員 17 名)

生涯教育認定 基礎 20 点

(3) 第 3 回支部研修会および総会

日時：平成 31 年 3 月 2 日（土）13：30～17：15

場所：（一財）下越総合健康開発センター 2 階 大講堂

内容：「ISO15189 の概要～SOP 作成にあたって～」

講師 シスメックス株式会社 萩原 朋子

「眼底検査 基礎知識」

講師 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 深田 学

参加者： 名

生涯教育認定 基礎 20 点

内容：「下越支部総会」
参加者： 名
生涯教育認定 基礎 30 点

<下越支部理事会>

今年度は、支部研修会打合せ等で 7 回開催した。

- 第 1 回：4 月 27 日
- 第 2 回：6 月 22 日
- 第 3 回：8 月 4 日
- 第 4 回：10 月 15 日
- 第 5 回：12 月 1 日
- 第 6 回：2 月 12 日
- 第 7 回：3 月 2 日

<ホームページ>

下越支部ホームページについては研修会の案内、参加報告など更新した。

<理事立候補の募集>

今回の役員改選より、下越支部理事の立候補を募集した。

<アンケート>

今後の支部活動の参考とするため総会委任状にアンケート欄を設けた。

議案 4) 平成 31 年度下越支部事業計画 (案)

<研修会等>

平成 31 年 7 月、11 月、平成 32 年 3 月に研修会を実施する予定。

平成 32 年 3 月に総会を実施する予定。

アンケートを回収し、今後の研修会の参考にする。

<ホームページ>

研修会・参加報告などを随時更新する予定。

なお、会員への周知事項等重要な連絡については文書発送する。

<理事会>

研修会・その他支部活動の打ち合わせのため数回開催予定。

議案2)、3)、5)

平成30年度 新臨技師会下越支部決算報告書

及び 平成31年度予算案

(単位：円)

<収入の部>

科 目	30 年度 予算	30 年度 決算	摘 要	31 年度 予算案
会 費	150,000	160,000	30 年度納入者 (160 名×1,000 円)	150,000
組 織 強 化 費	80,000	79,000		80,000
会 場 整 理 費	10,000	0	会場費	10,000
雑 収 入	1,000	10,002	預金利子(2 円)、祝儀 (10,000 円)	1,000
前 年 度 繰 越 金	237,925	237,925		270,891
合 計	478,925	486,927		511,891

平成31年度会費予算案は150名×1,000円として計上しました。

<支出の部>

科 目	30 年度 予算	30 年度 決算	摘 要	31 年度 予算案
会 議 費	70,000	52,000	理事会日当・理事選考委員会日当	70,000
研 修 会 費	200,000	54,745	講師謝礼、飲み物代、看板料 他	200,000
文 書 費	10,000	4,795	インカートリッジ代	10,000
通 信 費	15,000	9,940	切手代・封筒代	15,000
交 通 費	50,000	20,340	理事会交通費・理事選考委員会交通費	50,000
予 備 費	133,925	74,216	交流会補助費、備品 他	166,891
合 計	478,925	216,036		511,891

収入 486,927 円－支出 216,036 円＝270,891 円を平成31年度へ繰り越します。

平成31年 2月13日現在

会 計 監 査 報 告 書

平成30年度新臨技師会下越支部の会計収支を関係書類と照合、精査した結果、会計報告書のとおり相違なかった事をご報告いたします。

平成31年 2月15日

県立新発田病院

菊池 美紀 

議案 7) 支部理事交代について

下越支部役員（案）

役職	氏名	施設名
理事	米山 裕美	下越総合健康開発センター
	斎藤 絵美	下越総合健康開発センター
	須貝 めぐみ	下越総合健康開発センター
	塩田 吉一郎	あがの市民病院
	小林 宏一	南部郷総合病院
	嵩岡 幸子	県立新発田病院
	関 俊輔	県立新発田病院
	関 元気	厚生連村上総合病院
	上野 亮作	中条中央病院

表彰委員	芳賀 博子	県立新発田病院
監査	菊池 美紀	県立新発田病院

新潟県臨床検査技師会下越支部会則

- 第1条 この会は新潟県臨床検査技師会と称し、事務所を支部長所属の施設に置く。
- 第2条 この会の会員は、下越地区に居住または勤務する臨床検査技師、衛生検査技師の資格を有する者とする。
2. この会に名誉会員をおくことができる。
名誉会員は、この会に顕著な功績のあった者、又はこの会の発展に寄与した学識経験者から選ぶ。
尚、県技師会に於いて名誉会員の称号を受けた者は自動的に支部名誉会員とする。
3. 名誉会員は、会則に定めた会費を免除する。
- 第3条 この会は会員の技術向上、研鑽並びに相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 研究・調査・発表会及び講習会
(2) 検査技術に関する情報交換
(3) 会員の福祉増進に対する計画の実施
(4) その他必要と認められる事項
- 第5条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|------|-----------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 地区理事 | 若干名（内1名は会計を兼ねる） |
2. 役員は選出委員会に於いて選出し、総会の承認を必要とする。支部長は役員の間選とする。任期は2年とし再選は妨げない。
- 第6条 総会は年1回以上とし、支部長が招集する。
2. 決議事項は出席者の過半数の同意により決定する。
- 第7条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とし、次年度総会に於いて会計の報告とする。
- 第8条 この会の会費は年額1,000円とし前納制とする。
- 第9条 この会に入会しようとする者は、当年度分の会費を添えて支部長に申し込むものとする。
- 第10条 この会を退会しようとする者は、その旨を支部長に届出なければならない。但し、既納の会費は返却しない。
- 第11条 この会の運営は、会費等を以って充てる。
- 第12条 この会則の変更は総会の決議によるものとする。

附則

1. この会則は昭和40年2月6日より施行する。
2. この会則は昭和59年3月24日より施行する。
3. この会則は平成7年3月25日より施行する。
4. この会則は平成12年4月1日より施行する。
5. この会則は平成21年4月1日より施行する。

下越支部役員選出規定

(ア) 社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規定第4条1項及び支部会則第5条により役員選出は、この規定の定めるところによる。

- 第2条 下越支部役員選出委員会を設ける。
2. 委員の定数は5名以上とし、別表1の地区より選出する。
 3. 前項の委員は支部長が委嘱する。
 4. 役員選出委員長は委員の互選により選出する。
 5. 委員の任期は2年とする。

別表1

選出委員	県常任理事	県理事	監事	生涯教育委員	地区理事	選出地区
各地区 1以上 合計 5以上	1名	2名	1名	1名	2以上	村上市 胎内市
					5以上	新発田市
					2以上	阿賀町 阿賀野市 五泉市

推薦理事 若干名

- 第3条 理事・監事・生涯教育委員等の選出は別表1によるものとし、役員を選出方法は役員選出委員会に委ねる。
2. 県理事・県常任理事は地区理事より選出する。
 3. 支部長推薦の理事を置くことができる。
- 第4条 役員を選出結果は支部総会の承認を得る。
- 第5条 この規定は理事会の決議を経なければ変更できない。

附則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。
2. この規約は平成21年4月1日より施行する。